

## 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について（保育所等関係）

## 改正事項

- 保育所等に関し以下の取組を行うため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）について以下の改正を予定している。

**保育所等における児童の安全確保のための計画策定の義務化**

**保育所と児童発達支援事業の併設を可能とするため、設備及び人員の専従規定の緩和**

**保育所における看護師等のみなし配置に関する要件緩和**

- 、 については家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）において同様の改正を実施予定。
- 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）について、 、 を踏まえ対応予定。  
については、幼保連携型認定こども園は幼稚園と同様、既に策定義務あり。
- 各改正事項については、追って留意事項等をお示しする予定。

## 改正スケジュール（予定）

本年7月下旬以降 パブリックコメント実施

本年9月中旬以降 公布

令和5年4月 施行

# 児童福祉施設等における安全計画の策定について

保育所を始めとする児童福祉施設等が児童の安全を確保するための計画を策定することを義務付ける省令改正を予定。

- 第208回国会で可決・成立した改正児童福祉法は、衆議院において議員修正が行われており、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等( )の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準(省令)に従わなければならないこととする改正が行われた。
  - ( )児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く)、家庭的保育事業等、一時保護施設
- 具体的には、各児童福祉施設等は「児童の安全を確保するための計画」を策定しなければならないとする国の基準(省令)を定める予定であり、各都道府県等はこの省令の規定を条例化することで、全ての児童福祉施設等に計画の策定が求められることとなる。
- 児童福祉施設のうち、保育所や家庭的保育事業等については、保育所保育指針や子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設として、既に児童の安全に関するマニュアルや指針の策定が求められているところ、こうした現行の取組も踏まえつつ、昨今の保育所等での事故や幼稚園における学校安全計画などとの整合性も踏まえつつ、取組を強化する方針であり、令和5年4月から施行予定。
- それ以外の児童福祉施設については、各施設の性質や状況等を踏まえ、計画策定の対象となる範囲も含め、具体的な運用や施行時期について今後検討する。

<改正児童福祉法：令和5年4月1日施行時点> 傍線は児童福祉法等の一部改正法案による改正箇所のみ

(児童福祉施設の設備及び運営についての基準)

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一・二 (略)

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童(助産施設にあつては、妊産婦)の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

~ (略)

家庭的保育事業等及び一時保護施設についても同様の規定を創設

## (参考) 衆・厚生労働委員会での修正趣旨と参・厚生労働委員会での附帯決議

### < 趣旨説明 >

ただいま議題となりました「児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案」につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

昨年夏に福岡県の保育所で送迎バスに取り残された園児が死亡した事例など、保育所での重大事故は残念ながら後を絶ちません。

幼稚園や認定こども園においては、学校保健安全法により安全計画の策定が義務付けられている一方、保育所における児童の安全確保については、大臣告示である保育所保育指針やその解説通知において触れられているに過ぎないのが現状であります。

このため、保育所を含む児童福祉施設等、児童が長期にわたり入所又は通所する施設については、安全計画の策定を始めとする「児童の安全の確保」に関する事項が国の定める運営基準として明確に位置付けられる必要があると考え、本修正案を提出いたしました。

修正の要旨は、家庭的保育事業等及び児童福祉施設並びに一時保護施設の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項として「児童の安全の確保」を追加することです。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

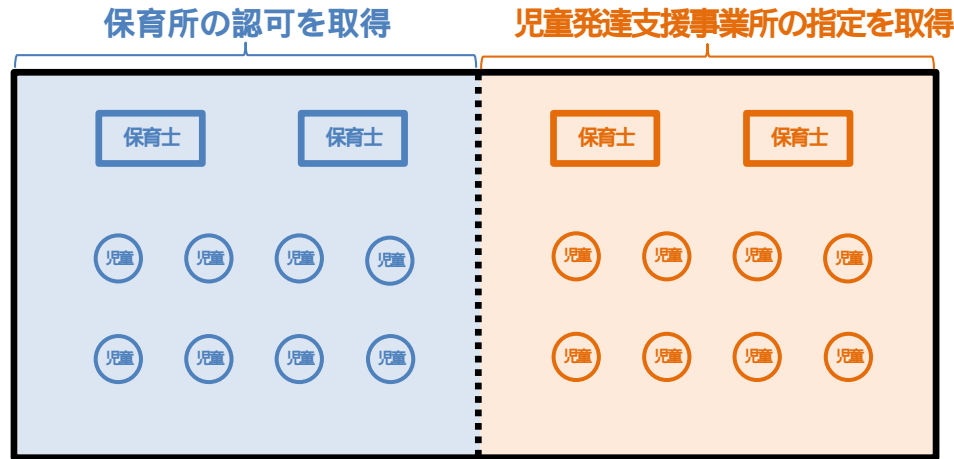
### < 附帯決議 >

保育所が送迎バス等の付加的サービスを含めた児童の安全確保に関する計画を策定することを、都道府県等が従うべき国の運営基準として定めること。その際、計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明の実施などにより、その実効性を確保させること。

# 保育所と児童発達支援事業実所が同一施設で保育・療育を行う場合（イメージ）

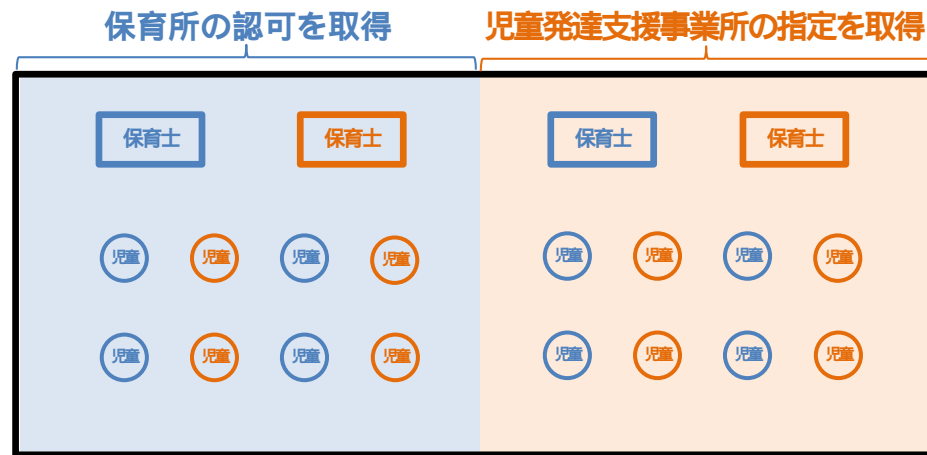
令和3年10月25日第5回「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」提出資料

## 保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士がそれぞれで 保育・療育を行う場合



現行制度で実施可能

## 保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士がともに保育・療育を行う場合



保育所及び児童発達支援事業所の設備運営基準の見直しが必要

## 具体的な取組内容

p 検討を速やかに開始すべきもの    n 中長期的な課題

### ② 多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

p 子育て負担を軽減する目的（レスパイト・リフレッシュ目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築

p 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応

p 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し

一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討

医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等

# 《看護系人材の活用による待機児童解消の促進》

内閣府地方創生事務局  
作成資料

- 1 0歳児が4人以上在籍する保育所及び認定こども園において看護師等を1人に限り保育士とみなすことができる措置に関して、保育士と看護師等が相互にフォローする体制を確保しつつ同一の場所で合同で保育に当たること、看護師等が乳児保育に関する知識経験を有する者であること等を要件として、0歳児の在籍人数を問わない措置とすることについて、2022年度中できるだけ早期に所要の措置を講ずる。

## 規制改革の内容

### 見直し前

保育所及び幼保連携型認定こども園で働く看護師等は、1人に限り、保育士としてみなすことができるが、0歳児の在籍人数が4人以上の場合に限定。

看護師、准看護師、保健師

### 見直し後

保育士と同一の場所で合同で保育する、研修を受講するなど一定の要件を満たす場合には、0歳児の在籍人数を問わない。

### 効果

**看護師等を含めた保育体制の安定的な維持が可能。**

## 規制改革の概要

いま、できること

0歳児クラス

(保育士の配置基準: 0歳児3人に保育士1人)



保育士



看護師等(みなし保育士)

0歳児が3人以下の場合、看護師等は保育士とみなせません

これから、できるようになること

0歳児・1歳児合同クラス

(保育士の配置基準: 0歳児3人に保育士1人、1歳児6人に保育士1人)



1歳児担当の保育士



0歳児担当の看護師等(みなし保育士)

0歳児が3人以下の場合でも、看護師等は保育士とみなせます

# (参考) 規制改革実施計画 (令和4年6月7日) (抄)

## II 実施事項

### 5 . 個別分野の取組

#### < 人への投資 >

#### (10) 看護系人材の活用による待機児童解消の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
17	看護系人材の活用による待機児童解消の促進	0歳児が4人以上在籍する保育所及び認定こども園において <b>看護師等を1人に限り保育士とみなすことができる措置</b> に関して、保育士と看護師等が相互にフォローする体制を確保しつつ同一の場所で合同で保育に当たること、看護師等が乳児保育に関する知識経験を有する者であること等を要件として、 <b>0歳児の在籍人数を問わないような措置とすること</b> について、令和4年度中できるだけ早期に所要の措置を講ずる。	令和4年度早期に措置	内閣府 厚生労働省